

建設水道常任委員会及び予算審査特別委員会（第四分科会）

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員 長 眞壁俊郎君	副委員 長 松田寛人君
委員 佐藤一則君	委員 吉成伸一君
委員 相馬義一君	委員 植木弘行君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長 若目田好一君	都市計画課長 君島勝君
都市整備課長 松本正彦君	都市整備課長補佐兼建築係長 久利生利美君
都市整備課都市整備係長 浅賀保幸君	都市整備課住宅係長 江連宣仁君
道路課長 芳賀良輔君	道路課長補佐兼建設係長 大木基君
道路課長管理係長 村川克典君	道路課長維持係長 君島幹夫君
道路課長用地係長 波多腰治君	道路課長河川係長 金子嘉君
上下水道部長 熊田一雄君	水道課長 舟岡誠君
水道課長補佐 黄木伸一君	水道課長総務係長 相馬文彦君
水道課長建設係長 増子芳典君	水道課長施設管理係長 君島隆君
下水道課長 久利生元君	下水道課長補佐兼下水道建設係長 室井正幸君
下水道課長普及係長 稲垣昭三郎君	下水道課長管理係長 川崎孝雄君
下水道課長施設係長 峰岸紀夫君	

出席議会事務局職員

書記 人見栄作君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市整備課〕

- ・議案第103号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

〔道路課〕

- ・議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
- ・議案第106号 契約の締結について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

- ・議案第104号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ・議案第105号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 86号 平成25年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）

〔下水道課〕

- ・議案第100号 那須塩原市下水道条例の一部改正について
- ・議案第 97号 那須塩原市農業集落排水事業条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
- ・議案第 83号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第 84号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

眞壁委員長 皆さん、おはようございます。

きょうは、12月定例会の常任委員会に出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件7件、契約の締結案件1件の計8件でございます。なお、補正予算案件4件につきましては、関係所管のところで随時予算審査特別委員会（第4分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力をくださいようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいります。

都市計画課の審査

眞壁委員長 まず初めに、若目田建設部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

若目田建設部長 （挨拶。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、都市整備課の審査に入ります。

議案第103号の説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 議案第103号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

松本都市整備課長 （議案第103号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ありませんか。わかりました。

ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第103号 平成25年度那須塩原市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で、何かございませんか。

執行部いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、都市整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

眞壁委員長 それでは、道路課の審査に入ります。

議案第101号の説明、質疑、 討論、採決

眞壁委員長 議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

芳賀道路課長（議案第101号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 77ページで、今、令第7条第2号に掲げる工作物ということで、太陽光発電が追加になっているというこの説明だったんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

植木委員 そうですね。この部分だけ、以前にもこれあったんですけども、単価200という数

字が以前はありましたけれども、今度は1,000になったという、おおむね11%値下げということなんですが、ここだけ何か特殊な状況なんですか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 右欄の改正前の令第7条第2号に掲げるというものは、施行令が変わってございまして、これにつきましては工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料ということでの200円ということでございまして、新たな改定のものにつきましては、令第7条第4号に掲げる工事中材料ということで、その下の段に記載されてございまして、

〔「わかりました、ありがとうございます」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかにございますか。

じゃ、私のほうから。

松田副委員長 眞壁委員長。

眞壁委員長 11%引き下げということでございますが、金額的に全体的にどのぐらい下がるものなんですか。

松田副委員長 部長。

若目田建設部長 約1,600万円ほど、年間に収入がございますが、その1割ということになりますので、160万強、収入として減るといような状況でございます。

〔「わかりました、ありがとうございました」と言う人あり〕

眞壁委員長 じゃ、わかります。

ほかにございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、植木委員のほうからもありましたその77ページの太陽光発電設備に関して、今回新たに設けられたというわけですけども、実際にこの条例の施行が来年の4月からの施行ということになりますよね。そうすると、現在既に

整備されている太陽光発電施設に関してはこの対象にならないということでしょうか。それ以降、来年からということになるのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 現在のところ、道路区域内にそういった施設は設置されてございません。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 今後そういう対象になった場合には当然発生するということになるんですね。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 当然そういうことで条例は制定してございますが、現実問題として具体的に現在の太陽光発電設備等が設置されているというところでございますと、例えば例を挙げますと、高速道路のサービスエリアとか、そういった部分のあくまでも実質的な道路ではなくて、道路区域という設定で設けられている駐車場とかサービスエリア等に設置されているというものが一般的でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、この条例でうたっているところは、ほぼ太陽光発電設備ができることはないであろうということになるのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 那須塩原市の場合、道の駅「湯の香しおばら」の駐車場等が道路区域という形で設定してございますので、そちらの道の駅関係については設置が可能かと、こういうふうを考えております。

眞壁委員長 よろしいですか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号の上程、説明、

質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

芳賀道路課長 （議案第102号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号の上程、説明、

質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第106号 契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

芳賀道路課長（議案第106号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 具体的に紙ベースから変えることによって、どういった一番利点が生まれてくるのかというのと、その紙ベースというのが現実に3年かけてやるわけですが、どのぐらいのデータ量というんですかね、あるんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 利点につきましては、例えば境界に協定とか結んだ件数が1万件近くございます。

そういったものの再度の問い合わせに対して、1万件的紙ベースの書類からその物件についての書類を検索するという事務量と、その辺のところが一番大きいのかなと、こういうふうに感じております。

続きまして、2点目のデータ量につきましては、先ほど説明いたしました境界関係の物件が1万件、あと、法定外公共物、赤道等のデータにつきましては、1万3,000件と。そういったデータをこの中に入れることができるということで検索して簡単に引き出せるという形がとれるようになっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 現実には現在紙ベースの中で行う境界であったり、法定外のそういった資料に関しては年間どのぐらいその必要として事務として行っているんでしょうか。

大まかで結構です。それがデジタル化されることによって、当然先ほど説明で事務的手続が非常にスピーディーになるということで状況が、現在のどのぐらいなのか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 昨年のデータでございますと、605件ということになっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 605件ということで、わかりました。

この605件の事務的処理というか、その時間に要するのとデータが今回こう変わることによって、紙ベースから変わることによって、比較のしようがないんでしょうかね、何分の1ぐらいで済むとかそういう……。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 実際にシステムが仕上がれば、その地番とかというところをクリックすれば簡単に一発で出てきちゃいますので、早い話が例えば10秒とか20秒の世界にはなってくるということになるかと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほか。

植木委員。

植木委員 ちょっと何というんですか、概要的なんですが、この落札された株式会社パスコさん、これ大体会社の概要、どんなふうな内容で、規模どの程度の規模なのかちょっとお伺いしたいんですが。あと、どこにあるのかもちょっとお伺いします。わからなければ、後でも。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 わかる範囲でお答えいたします。株式会社パスコですが、全国の測量業者の上位50社ということに入っております。本店所在地につきましては、東京都でございます。基本的には写真撮影等の技術にすぐれた関係の測量業務を得意としている業者だと聞いております。

以上でございます。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 これ大体こういった関係の台帳関係のシステム関係の整備は、ほかの自治体あたりも大体このパスコさんあたりになっているんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 パスコが導入されているところでは、大田原市と宇都宮市、佐野市、岩舟町、塩谷町ということになってございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

眞壁委員長 いいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第106号 契約の締結については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

芳賀道路課長 （議案第79号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

相馬委員 波立豊浦線、詳しく場所をどの辺か。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 旧県道の埼玉街道が市に移管になりまして、市道波立豊浦線ということでございますが、場所といたしましてはその中のクリームパンというパン屋さんがあるかと思うんですが、あそこから約南側に120m程度の事業でございます。右側のところ、雨水幹線が整備されてございますので、それに接続するという考えで実施します。

〔「了解です」と言う人あり〕

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 あわせて質疑でも出ましたけれども、今回の東那須野金田線のその10月21日にあった、交通事故があったわけですけれども、部長のほうから、きのうの質疑の中で答弁はあったんですけども、実際に今センターラインが引いてあるものを消してというか、なくして削って、歩道部分をどういう表現にするのか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 具体的に路面標示とかということは今のところ考えてございませませんが、路肩を1m程度に広げると、こういうことでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 広げるというのは、そのラインを書きかえるという意味ですね。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 そのとおりでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 例えば歩道部分を1m広げて、それ自体に例えば色をつけるとか、そういうことはないわけですか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 色をつけられれば一番よろしいんですが、延長も長くて金額的にもなかなか厳

しいものがございますので、今回はちょっと見送りたいというふうに考えてございます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 色はつけないんですが、部分的にそのカーブになる部分につきましては、ポストコーンを立てまして注意喚起をしたいというふうに考えておりました、全線ポストコーンつけますと、車道の幅を狭くするということになりまして、すれ違いがしづらくなるということで、かなり私のほうとしてもセンターラインを消して車線を絞るというのにはちょっと抵抗があったんですが、ただ、その警察の協議の中で安全対策の中で、そういうふうにせざるを得なくなってしまったという中で、ポストコーンについては一部、カーブ、急なところ、今回事故があったカーブ部分やって、そういったことで注意喚起をしたいというふうに考えてございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 私も地元に近いですから、よくあそこは大田原に抜けるのに利用するわけですけれども、カーブが多いというのはきのうも指摘されていましたが、非常に走りやすいことは間違いありません。センターラインが入っていることによって、走りやすいからその分ちょっと速度が出てしまうということはあるのかもしれませんが、そのセンターラインがなくなるということに関しての利用者に対する、利用者の人たちに伝える方法は考えていらっしゃるのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 事前にお知らせするというのではなくて、当然路面標示とか規制の中で幅員減少の標示をすると、警察等の協議の中でそういったことはしていくというふうになってございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 それにあわせて地元といえば沼野田和

になるんでしょうけれども、沼野田和とか木曽の方々へは何らかの周知はこれからされるんですか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 今のところ考えてはございませんが、PTA等を通じて、そのような方向で実施するということの連絡はPTAのほうと協議をしてございます、学校を通じて。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 今、地元への周知ということでございますが、いきなりその線を消して引き直すということになりますと、地元のほうでも何なんだということにもなりかねないので、その辺は自治会長さんのほうに説明をさせていただいて、これからその年末とかそういった総会の時期にもあるでしょうから、そういった中で回覧までは回さなくても自治会長さんに通知をして、その方にはお話しただければというふうに考えておりますので、その辺につきましては説明をしていくように考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 1点だけ。そうすると、これから整備をする未整備の部分、Y字路の上がありますよね。そこも同じ形状になるというふうに捉え方でいいんですか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 現在、道路改良で整備を進めている部分につきましては、当初より歩行スペースという考え方、路肩を1mほど当初からとれるように設計してございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 今回のこの1,300mの対象形状変わると、ほぼ同じだという理解でいいわけですか。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 今回の改良部分につきましては、センターラインが入った上で路肩部分を確保され

ているという形でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 しつこくて申しわけないですけども、そうなると、途中からセンターラインがなくなるということになるわけですね、道路自体が。

眞壁委員長 課長。

芳賀道路課長 現在というか、大田原区間につきましても、そういう形になってくるということになります。

〔「どうなのかなという気がします」と言う人あり〕

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 確かに歩く人の立場に立った場合と車で通る人の立場に、この道路につきましては大田原方面に向かう幹線道路でありますので、先ほど言いましたようにセンターラインを消して、2車線あるのを1車線にしてというのはちょっと抵抗があるんですが、安全対策を優先して、事故があって、警察との協議の中でそういうふうな、警察と道路管理者の間の協議の中でそうなったということですので、速度規制も警察のほうではかけるという方向で、それでその区間につきましてはそういうことでご理解をいただければというふうに考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 やっぱり日赤ができたことによって、あの道は今まで以上に利用されると思うんですね。ましてや改良工事、整備されれば余計交通量はふえるんだと思うんですね。それを考えれば確かにそこを歩く歩行者の安全確保のほうに優先されるべきだろうとは思いますが、ちょっと変則的な形にもなると思いますので、その辺の配慮は十分にさせていただくように思います。

以上です。

眞壁委員長 ほかございますか。

相馬委員。

相馬委員 1点ちょっと言いたいことだけ言わせてもらって。今、吉成委員のほうからそういった細かい点がありました。ただ、私ちょっと意見ですけども、そういった事故があったから改修工事をするという、この流れですよね。もちろん警察との協議の中でそういう流れがあったんでしょけれども、できればそういうのを未然にそういった事故を防ぐ、あるいはそういう箇所を、私もあそこ通りますけれども、結構走りやすいのは確かなんですけどもね。そういうことを含めまして、事前にそういったことは事故があつてからじゃない形をお願いをしたい。それだけです、意見です。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で、何かございますか。

委員さんのほうも。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、道路課の審査を終了したいと思います。

お疲れさまでございました。

以上で、建設部の審査が終了となりますが……ないようで終了としたいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午後 1時20分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

水道課の審査

眞壁委員長 初めに、熊田上下水道部長様からご挨拶をお願いしたいと思います。

熊田上下水道部長 (挨拶。)

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

それでは水道課の審査に入ります。

議案第104号の説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 議案第104号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡水道課長 (議案第104号について説明。)

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたしますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第104号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号の説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第105号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡水道課長 （議案第105号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 それでは、ないようですので質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第105号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第105号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号の説明、質疑、討

論、採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第4分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第86号 平成25年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡水道課長 （議案第86号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ないです」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

休憩 午後 1時35分

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。
討論はございませんか。

再開 午後 1時42分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第86号 平成25年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

舟岡水道課長 (その他について説明。)

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

何か今の説明に対してご意見、ご質疑等ありましたらお願いします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 それでは、ほかに委員さんの方はありますか。

〔「私はありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので水道課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

下水道課の審査

眞壁委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。

審査に当たりましては、議案第97号と議案第100号は関連があるため、議案第100号より審査をいたします。

議案第100号の説明、質疑、
討論、採決

眞壁委員長 議案第100号 那須塩原市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

久利生下水道課長 (議案第100号について説明。)

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第100号 那須塩原市下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第97号 那須塩原市農業集落排水事業条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

久利生下水道課長（議案第97号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第97号 那須塩原市農業集落排水事業条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第4分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

久利生下水道課長（議案第79号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 補正予算執行計画書の8ページなんですけれども、1項4目環境衛生費で浄化槽の整備事業で増額が見込まれるということなんですけれども、これ、当初に比べて何件ぐらいの増額でこの金額になったんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 このハウスでございますけれども、当初計上した基数が、全体として補助事業

をベースとしまして250基でございます。今回予定とさせていただきますものは、これに対して45基の増ということで、合計295基を想定したものでございます。

眞壁委員長 よろしいですか。

佐藤委員 はい、わかりました。

眞壁委員長 ほかにご意見、ご質疑等ございましたら。

吉成委員。

吉成委員 今の佐藤委員の質疑に続きますけれども、45基は全部新築ということでしょうか。

眞壁委員長 はい、課長。

久利生下水道課長 45基につきましては、実際の補助申請についてそれぞれ内容を受け付けしますと、新規分、それから従来の住宅にあるものについて浄化槽を設置するというような2種類がございます。新規分のみではございません。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 何が聞きたいかという、景気の回復状況がどうなのかと。その辺からはかった場合に、新規での申請がふえるであろうという見込みは予測としてはされているのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま委員のご指摘のとおりですね、申請の多くは新規分が占めてございます。よって、それらの影響を受けたということで、新規分が大部分を占めるものでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第83号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

久利生下水道課長 (議案第83号について説明。)

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ちょっと確認させて」と言う人あり〕

眞壁委員長 はい。吉成委員。

吉成委員 今回のその債務負担行為の説明ありましたが、審議会の開催が変更になったということでしたよね。審議会を開催、その期間が変更になったって。これってちょっとどういうこと

なんでしょう。

眞壁委員長 はい、課長。

久利生下水道課長 審議会につきましては、今委員ご指摘のとおり、2カ年の中で当初実施予定でございましたんですが、これらにつきましては、先ほど少し触れましたですけれども、審議会での中身、それから、現在下水道使用料の統一ということで審議を予定してございますけれども、それらについてもう一度中身を見直したことで、全体の見直しの事業量、そういったものをもう一度精査した結果、本年度の当初からはかかれませんが、最終的に上水道の使用料のほうの調整、激変緩和の調整がですね、平成28年度に終わるということでございます。それらを参考にしまして、それが終わったところで下水道の使用料の改定がそこにつながれば、それ以降に下水道使用料改定のもので適用されればというようなことも検討の内容としまして、審議会全体のスケジュールを見直したものでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 じゃ、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決をいたします。

議案第83号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号の説明、質疑、討

論、採決

眞壁委員長 次に、議案第84号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

久利生下水道課長 (議案第84号について説明。)

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第84号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

はい、課長。

久利生下水道課長 それでは、その他について、座ったままで報告させていただきたいと思います。

下水道事業におきまして、交付税の緊急経済対策、そちらのほうの状況についてご報告したいと思います。資料はございません。

この点につきましては、現在国土交通省のほうから、県を通じまして、平成25年度の補正予算に係る執行可能額の調査というものが来ております。それによりまして、市としては、社会資本整備交付金事業に公共下水道、それと特定環境公共下水道の汚水環境整備としまして、鍋掛地区、それから井口地区など6カ所ですね、2,168m分相当でございますが、事業費としまして1億9,040万円の要望をしたところでございます。

これらの要望したものにつきましては、平成25年度の当初、私どものほうで要望しておりました路線のうち、内示額等によりまして調整によって減らされた路線がございます。それらの復活分ということと、あと追加要望のあった今後の施工予定箇所の中から選んだものでございます。

その選んだ内容につきましても、国のほうから追加要望の条件というものが示されております。その条件といたしましては、大きくは2つに分かれます。

1つとしましては、平成26年6月までに契約の

見込みがつく事業。2つ目といたしましては、社会資本整備事業の中で防災、それから防災安全にかかわる事業は含んではならないこと。具体的に申し上げますと、浸水対策、それから地震対策、老朽化対策については対象外となるものと、それと設計委託のみの要望については除くというような、大きく2つの条件がございました。それらの条件に合ったもので、11月21日までの調査ということでこの調書を提出してございます。

よって、現在のところ、提出はしておりますが、新たなこの件に関する情報は入っていないということで、内示等についてはまだ見込みがつかない状況でございます。

以上でございます。

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

今説明がございました。何かございましたら。

吉成委員。

吉成委員 事業名って何ですか。

眞壁委員長 はい、課長。

久利生下水道課長 社会資本整備総合交付金事業ということになります。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、下水道課の審査を終了したいと思います。お疲れさまでございました。

以上で上下水道部の審査が終了となります。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

その他

眞壁委員長 続いて、4のその他に入ります。

事務局から連絡があります。

人見議会事務局書記（事務局説明。）

眞壁委員長 ありがとうございました。

閉会の宣告

眞壁委員長 これで今定例会における委員会、議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に提出をいたしますので、ご一任いただけますようよろしくお願いいたします。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時16分